

## 平成30年12月銚子市教育委員会定例会議事録

### 1 日 時

平成30年12月26日(水)

午後3時00分 開 会          午後3時50分 閉 会

### 2 場 所

銚子市役所 3階庁議室

### 3 出席委員

教育長	石 川 善 昭
委 員	伊 藤 晴 美
委 員	鈴 木 猛 志
委 員	八 角 憲 男
委 員	安 藤 清

### 4 出席職員

学校教育課長	北村 卓	社会教育課長	柴 紀充
学校教育課主幹(教育総務室長)	佐久間洋子	社会教育課主幹(生涯学習室長兼文化会館長)	春山 敏郎
学校教育課課長補佐	鈴木 益実	学校教育室長	井上 新治
学校給食センター所長	菅谷浩三郎	指導室長(兼小児言語指導センター所長)	高野美樹子
青少年指導センター所長	網中 昭仁	市民センター所長	篠塚 信次
公正図書館長	山谷憲一郎	スポーツ振興室長(兼体育館長)	飯笹 博充
文化財・ジオパーク室長	小川 正俊	銚子高等学校事務長	高森 良文

### 5 議題等

議案第26号 平成31年度銚子市一般会計(教育費) 予算要求について

議案第27号 代決処分の承認を求めることについて(銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する条例等の一部改正)

議案第28号 銚子市立高等学校教育職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について

### 6 議事の内容

【教育長】 開会宣言 午後3時00分

ただいまより、平成30年12月銚子市教育委員会定例会を開会いたします。

では、直ちに本日の会議を開きます。

はじめに、議事録の承認についてお諮りいたします。

11月21日に開催いたしました平成30年11月教育委員会定例会の議事録を事前にお配りしておりますが、よろしければ承認したいと思います。ご異議ございませ

んか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めますので、当該議事録について承認いたします。

【教育長】

それでは次に、教育委員会に関する報告をいたします。

【教育長】

(別添資料により報告)

【教育長】

その他、教育委員より報告することがございましたら、お願いします。

【教育長】

それでは、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、伊藤委員、鈴木委員を指名します。

【教育長】

続きまして、日程第2 議案第26号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第26号「平成31年度銚子市一般会計（教育費）予算要求について」説明します。まず、市の予算編成の流れについて説明します。予算編成は、市長事務部局の企画財政課財政室が担当しており、本日議案としている教育委員会の予算も含めて、財政室が取りまとめ、市長の査定を経て、当初予算案として来年2月13日開会の3月市議会定例会に上程される予定です。予算の区分ですが、「重点経費」と「基本経費」に区分しています。重点経費とは、市の政策的な事業を実施するための経費です。基本経費とは、重点経費以外の経費であり、毎年経常的にかかる経費です。なお、人件費については、総務課人事室が全職員分を一括して要求しているため、提出議案には含まれていません。また、重点経費として予算要求するためには、市長事務部局の企画財政課企画室による重点事業としての指定を受けることが必要となります。本日のこれからの予定としまして、本議案が承認されましたら、本定例会の終了後、市長に予算要求をしていただく予定です。「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」において「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。」と規定されており、その意見聴取の場も兼ねているものです。それでは、教育委員会の平成31年度予算要求についてご説明します。平成31年度教育費予算要求書の1ページをご覧ください。

予算要求総括表です。基本経費の合計は、12億2,141万8千円で、下から2行目、平成30年度予算額と比較して、2,933万2千円の増です。重点経費の合計は、1億9,244万1千円で、平成30年度予算額と比較して、4,788万9千円の増です。合計は、14億1,385万9千円で、平成30年度予算額と比較して、7,722万1千円の増となっています。なお、2ページ以降の予算要求一覧表におきまして、重点経費は備考欄にその旨の記載がございます。記載がない事業につきましては、基本経費となります。それでは、学校教育課教育総務室所管分についてご説明します。2ページをご覧ください。基本経費は、「教育委員会運営経費」ほか12事業で、要求総額は4億7,810万8千円です。重点経費は、事業No14「銚子西中学校整備経費」で、要求総額は1億7,660万3千円です。「銚子西中学校整備経費」は、開校準備のための統合準備委員会の委員報酬、管理・普通教室棟大規模改造工事の設計及び工事、現在の柔剣道場の解体工事やスクールバスロータリー候補地等の測量委託業務などです。次に、学校教育室・指導室所管分について説明します。3ページをご覧ください。基本経費のみの予算要求で、「その他教育振興関係経費」ほか26事業です。要求総額は3億3,655万7千円です。事業の拡大を行った事業は、事業No4及びNo14「小中学校教育支援補助員配置経費」で、特に支援を要する児童・生徒のため、補助員を配置するための経費です。小学校費は18名から19名へ1名の増員要求を、中学校費は5名から7名へ2名の増員要求を行いました。平成30年11月22日に公表された銚子市緊急財政対策に見直し対象事業として掲載されている事業は、事業No13「中学校保健関係経費」で、昨年度、塗装工事を行った銚子中学校以外の中学校のプール使用を中止し、近隣の小学校のプールで授業を行うことを予定しているため、水質管理に必要な薬品代、検査費用、放射能測定費用を削減したものです。次に、学校給食センター所管分について説明します。5ページをご覧ください。基本経費のみの予算要求で、「小学校要保護・準要保護児童就学援助経費」ほか2事業で、要求総額は2億7,085万6千円です。次に、小児言語指導センター所管分について説明します。6ページをご覧ください。基本経費のみの予算要求で、「小児言語指導センター管理運営経費」、要求総額は21万4千円です。以上で学校教育課所管分の説明を終わります。

#### 【社会教育課長】

続きまして、社会教育課所管分について説明いたします。7ページをご覧ください。初めに、生涯学習室所管分について説明いたします。基本経費のみの予算要求で、「青少年指導センター運営経費」ほか3事業です。要求総額は711万5千円です。次に、市民センター所管分について、説明いたします。8ページをご覧ください。基本経費のみの予算要求で、「地区コミュニティーセンター管理経費」ほか1事業です。要求総額は、2,028万7千円です。次に、公正図書館所管分について、ご説明いたします。9ページをご覧ください。基本経費のみの予算要求で、「図書館管理運営経費」ほか1事業です。要求総額は、1,771万4千円です。次に青少年文化会館所管分について、ご説明いたします。10ページをご覧ください。予算要求は、基本経費の「青少年文化会館管理運営経費」のみで、要求総額は1,810万4千円ですが、今年度をもって休館することとなり、そのための費用を減額するため、財政室と協議中であ

ります。次に、スポーツ振興室所管分について説明します。11ページをご覧ください。基本経費は、「体育協会助成経費」ほか7事業で、要求総額は、2,457万7千円です。重点経費は、事業No9「銚子さんまマラソン運営経費」750万円で、銚子さんまマラソン実行委員会への負担金です。次に、文化財・ジオパーク室所管分について説明します。12ページをご覧ください。基本経費は、「文化財管理経費」ほか1事業で、要求総額は、236万3千円です。重点経費は、「埋蔵文化財保存経費」ほか2事業で、要求総額は、833万8千円です。「銚子市緊急財政対策」の見直し対象事業に記載のある事業のうち、No5「銚子ジオパーク支援経費」につきましては、現在、双葉町の銚子セレクト市場内に設置しております銚子ジオパークビジターセンターを平成30年度末をもって閉館し、先ごろ犬吠埼灯台前にオープンした犬吠テラステラス内へ来年度から移転することにより、家賃が減額となることから支出の削減を見込んでいるものです。以上で社会教育課分の説明を終わります。

#### 【銚子高等学校事務長】

続きまして、銚子高校所管分についてご説明いたします。13ページをご覧ください。要求総額は、基本経費の5事業で4,552万3千円でございます。その主なものとして、事業No1「高等学校保健関係経費」は、日本スポーツ振興センター災害給付に係る契約負担金や災害給付金です。1人当たりの負担金額が1,865円から2,165円へ、300円増加したため、前年度比27万4千円増額しております。また、事業No4「高等学校等就学支援金関係経費」は、就学支援金制度に伴う、臨時職員の賃金や通信運搬費などです。主に臨時職員の勤務日数を削減し、前年度比52万1千円減額しております。以上で銚子高等学校所管分についての説明を終わります。よろしくご審査くださいますよう、お願いいたします。

#### 【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

#### 【鈴木委員】

青少年文化会館については、3月末をもって閉鎖ということでしょうか。閉鎖をすると管理費はなくなりますか。

#### 【社会教育課長】

青少年文化会館は3月末をもって閉鎖ではなく、休止します。休止後については、事務室の大きいもの、文化財・ジオパーク室は、2020年のジオパーク認定を目指し、認定のキーポイントとなっているジオパークミュージアムを旧第八中学校、地域交流センターへ移転することとなりました。他の事務室については調整中ですが、生涯学習室を、市民センターへ移転することを検討しています。休止後の青少年文化会館は、4月からは一般へは供用しないこととなりますが、中に保管されているものがありますので、しばらくは機械警備や照明の電源が必要となります。現在は高圧の電源を使用しておりますが、休止後は低圧の電源に契約を切り替えることとなりますので、管理費について全てなくなるということはありません。

#### 【伊藤委員】

青少年文化会館を使用しなくなり、取り壊すこととなった場合、費用はどれくらい

かかりますか。

**【社会教育課長】**

青少年文化会館の取り壊しについては、文化会館が都市計画公園の中にあるため、取り壊し後に新たに建物を建てることができず、そのため取り壊し後の有効活用も考える事ができない状態です。費用についてはまだ詳しく積算していませんが、億以上の費用がかかることが予想されます。

**【伊藤委員】**

取り壊さないとなると、空き家の状態となった文化会館の隣で、体育館を使用することとなりますか。

**【社会教育課長】**

使用しなくなることで痛みが進みやすくなる事についてはご指摘があるため、危険な建物とならないように点検を行う予定です。その後については、財政的な目処が立たないと手が付けられないため、今のところ休止の手続きを進めているところです。

**【伊藤委員】**

青少年文化会館は休止後、市に移管することになりますか。

**【社会教育課長】**

教育財産でなくなったものは原則として市に移管していますが、青少年文化会館については、休止という扱いであるため、すぐ移管するのではなく、市長部局と協議し、その後あらためて廃止の手続きを行う予定です。廃止後市に移管することとなりますが、それまで1年ぐらいはそのまま様子を見ることとなります。

**【八角委員】**

成人式関係経費について、記念品は毎年同じ犬吠WAONカードですか。

**【社会教育課長】**

ここ数年同じものです。すきくるポイントというものが付いておまして、これは市内でしか使えないことになっています。これを基に新成人の方に地域貢献に関心を持ってもらおうという狙いで付けています。

**【八角委員】**

成人式関係経費について、記念品は毎年同じ犬吠WAONカードですか。

**【社会教育課長】**

以前は冊子を配っていましたが、ほとんど読まれないということで、同じくらいの金額で地元へ貢献できる、本人が使わなくても家族が利用できるもの、なおかつ利用すると市に還元されるということで、新成人の方に地域貢献に関心を持ってもらおうという狙いでWAONカードに変えて、ここ何年か配っています。

**【八角委員】**

対象の人数は何人で、一人当たり何円ですか。また、金額として市にどれくらいの寄附金が入ってきていますか。それは増加傾向にあるのでしょうか。

**【社会教育課長】**

対象の人数は昨年度が499人で、大体多くても500人程度です。金額は一人当たり500円です。成人に配布した分でどれくらいの寄附が発生しているかは把握できていませんが、市全体では年間300万円程度の寄附が行われており、頭打ちとな

っています。

**【教育長】**

犬吠WAONの配付については、市の教育委員会、生涯学習室で検討して行っていることですので、改めてそれがいいのかどうかについて、教育委員会で検討する必要があるのではないかと考えています。

**【安藤委員】**

学校教育室の小中の教育支援補助員配置経費について、これまでと、これからの見通しについて、どのように拡大してきたか教えてください。

**【学校教育課長】**

昨年も増加しており、今年も増員の要望を出しています。今後も特別支援に係る子ども達も増えていくと思われますので、できるだけ要望を出していきたいと思います。

**【安藤委員】**

市立銚子高校の非常勤職員関係経費について、これまでと、これからの見通しについて、どのように拡大してきたか教えてください。

**【銚子高等学校事務長】**

非常勤職員については、国語と書道で予定をしています。そのほかに教育カウンセラーとして生徒の相談等に乗っていただく方1名、またスーパーバイザーの教育カウンセラーの方を1名予定しておりまして、例年同程度の予算を計上しています。

**【教育長】**

ほかに質疑はございませんか。

ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

**【教育長】**

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第26号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

**【全委員】** (挙手)

**【教育長】**

挙手全員であります。

よって、議案第26号は原案のとおり決しました。

**【教育長】**

続きまして、日程第3 議案第27号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

**【教育長】**

所管課長の提案理由の説明を求めます。

**【学校教育課長】**

議案第27号「代決処分の承認を求めることについて」、説明します。銚子市教育委員会事務局の組織及び運営に関する規則第4条第3項の規定により、別紙のとおり代決処分したので、同条第4項の規定によりこれを報告し、その承認を求めようとする

ものです。代決処分は、「銚子市立高等学校教育職員の給与等に関する条例及び銚子市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例制定について」、12月市議会定例会に提出されるよう銚子市長へ申し出る件であります。本件は、市立高等学校教育職員の組合代表者と合意した上で、11月28日に千葉県が県議会に提案した職員の給与条例改正案を確認し12月11日の市議会定例会へ議案を上程するに当たり、教育委員会を開く暇がなかったため代決処分したものです。内容について、説明します。平成30年10月10日付けの千葉県人事委員会勧告に基づく千葉県職員の給与改定及び同年9月県議会において可決された同年11月からの特殊勤務手当の改正に応じ、市立高等学校の教育職員について、千葉県職員との均衡を考慮し所要の改正を行うほか、規定の整備をしようとするものです。まず、県人事委員会勧告に基づく改正です。給料表は、民間給与との較差を埋めるため、改正しようとするもので、平均で0.26%の引上げとなります。職員手当は、期末手当、勤勉手当及び宿日直手当の改正です。期末手当は、年間の支給割合に変更はありませんが、平成31年度から6月期の支給割合を1.225月分から1.3月分へ、12月期の支給割合を1.375月分から1.3月分へそれぞれ改定しようとするものです。勤勉手当は、年間の支給割合を現行の1.8月分から0.05月分引上げ、1.85月分に改めることとし、本年度12月期の勤勉手当を0.95月分に、平成31年度以降は、6月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.925月分に改定しようとするものです。宿日直手当は、支給額の限度を、勤務1回につき、通常の宿日直勤務は4,200円から4,400円へ、教育委員会が定める特殊な業務を主とする宿日直勤務は7,200円から7,400円へ、教育委員会が定める日の退庁時から引き続く場合にあっては、それぞれ6,300円から6,600円へ、10,800円から11,100円へ引き上げようとするものです。特殊勤務手当の改正は、修学旅行、対外運動競技等の指導業務に係る手当額を現行の4,250円から5,100円に、土日等の部活動指導業務に係る手当額は、新たに2時間以上4時間未満の区分を設定し、手当額を1,800円に、また、現行の4時間以上6時間未満の区分及び6時間以上の区分をそれぞれ3,000円、3,400円から3,600円へ引上げようとするものです。改正の内容は以上ですが、給料表及び宿日直手当に係る改正は、平成30年4月1日から、特殊勤務手当に係る改正は平成30年11月1日から、本年度の勤勉手当に係る改正は平成30年12月1日から適用するものとし、平成31年度以降の期末手当及び勤勉手当に係る支給割合は、平成31年4月1日から改正しようとするものです。以上で、議案第27号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第27号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第27号は原案のとおり決しました。

【教育長】

事前に予定されていた議事日程は終了いたしました。追加提案がありますので、ここで日程の追加についてお諮りいたします。

日程第4として追加議案が上程されましたので、本日の教育委員会に追加し、議案の許否を決定したいと思います。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

【教育長】

ご異議ないものと認めます。では、そのように決定をさせていただきます。

【教育長】

続きまして、日程第4 議案第28号を議題といたします。

議案を職員に朗読させます。

(職員朗読)

【教育長】

所管課長の提案理由の説明を求めます。

【学校教育課長】

議案第28号「銚子市立高等学校教育職員の期末手当及び勤勉手当支給に関する規則の一部を改正する規則制定について」提案理由を説明します。市立高等学校教育職員の給与制度改正条例は、先程の議案第27号「代決処分の承認を求めることについて」で、説明させていただいたとおりですが、この条例改正に関連する教育委員会規則の改正です。それでは、改正内容について、説明します。条例改正における勤勉手当の改正に基づき、支給割合を同様に改正するものです。施行は公布の日とし、本年度の勤勉手当に係る改定は、平成30年12月1日から適用するものとし、平成31年度以降の勤勉手当に係る支給割合は、平成31年4月1日から改正を行おうとするものです。以上で、議案第28号の説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

【教育長】

以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

【教育長】

質疑なしと認めます。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

【教育長】

討論なしと認めます。

これより採決をいたします。議案第28号について、原案のとおり決することに賛



成の委員の挙手を求めます。

【全委員】 (挙手)

【教育長】

挙手全員であります。

よって、議案第28号は原案のとおり決しました。

【教育長】 閉会宣言 午後3時50分

以上をもちまして、平成30年12月銚子市教育委員会定例会を閉会いたします。

銚子市教育委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

平成31年1月30日

署名委員 伊藤晴美

署名委員 鈴木猛志